

川崎市上下水道局規程第 3 2 号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 0 日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成 18 年川崎市水道局規程第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の 2 第 3 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 1 7 条の 3 第 4 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による）」を「育児休業規程第 1 7 条第 1 項に規定する」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「当該 2 時間」を「1 日につき 2 時間」に、「時間）」を「時間」に改め、同条第 5 項中「川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 3 2 号）第 1 2 条第 1 項」を「給料等支給規程第 1 0 条第 2 項」に改める。

第 1 9 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による」を「育児休業規程第 1 7 条第 1 項に規定する」に、「ある日」を「ある日の子育て部分休暇」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 2 0 条第 6 項中「次の各号に掲げる事由に該当する」を「当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった」に改め、同項各号を削る。

第 2 4 条を第 2 5 条とし、第 2 3 条を第 2 4 条とし、第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 2 1 条中「配偶者」を「配偶者等」に、「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 2 2 条とし、第 2 0 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 2 1 条 管理者は、川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 2 号。以下「育児休業条例」という。）第 2 6 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。

）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）育児休業条例第 2 6 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達する日の翌日までの 1 年間の期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の
家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と
家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の
意向を確認するための措置

- 3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項
の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。